

令和8年度

**ASAHI**

**あさひ保育園**

# 入園のご案内



朝日村 教育委員会

〒390-1188 朝日村大字古見1555-1

電話 0263-99-4105

FAX 0263-99-2745

朝日村立 あさひ保育園

〒390-1104 朝日村大字古見1274-1

電話 0263-99-2362

FAX 0263-99-2088





# 保育園について

保育園は、保護者が仕事や病気のため日中家庭で保育することができない間、保護者にかわって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。保育園は、入園している子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密に連携し子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園という環境の中で、養護及び教育を一体的に行います。

## 保育園の一日

| 3歳～5歳児  | 時間   | 0～2歳児   |
|---|--|---|
| 朝延長保育<br>登園が始まります<br>登園が終わります<br><br> 子どもたちが主体的に遊び始めます。<br>保育士は子供の安全管理と、子供の活動を先読みして、創造を広げていきます。   | 7:30<br>8:30<br>9:00<br><br>9:30   | 朝延長保育<br>登園が始まります<br>登園が終わります<br><br> 保育士が穏やかな環境をつくり子どもたちが落ち着き始めます。<br>おやつの時間です<br><br>保育士が子供の安全を確保する中で、子供の活動が始まります<br><br>お昼ごはん<br><br>お昼寝<br><br>起床します<br>午後の遊びが始まります<br><br>お帰りの時間です<br><br>お帰りが終わり<br>延長保育が始まります |
| 3歳児 お昼ごはん<br>4・5歳児 お昼ごはん<br><br><br><br> | 11:20<br>11:30<br><br>12:30<br>13:00<br><br>14:45<br><br>15:00<br><br>16:00<br><br>16:30<br>~19:00 | いっぱい遊んでおなかぺこぺこ！<br>給食は何かな？<br>みんなで食べるとおいしいね。<br><br>   |

## 1 保育園の名称・位置及び定員

| 名 称    | 住 所          | 電 話     | 定 員  | 受入れ年齢等   |
|--------|--------------|---------|------|----------|
| あさひ保育園 | 大字古見1274 - 1 | 99-2362 | 158名 | 0歳（6か月）～ |

## 2 入園できる要件（保育を必要とする理由）

入園するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

| 主な入園要件（保育を必要とする理由） |  |
|--------------------|--|
| ○家庭外労働             | 保護者が居宅外で1か月48時間以上の就労。                    |
| ○家庭内労働             | 保護者が児童と離れ家事以外の仕事を1か月48時間以上の就労。           |
| ○妊娠・出産             | 母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。                      |
| ○保護者の疾病・負傷         | 保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。                |
| ○同居親族の介護・看護        | 同居している親族を常時看護、あるいは介護している。                |
| ○災害復旧              | 災害の復旧にあたっている。                            |
| ○求職活動<br>（起業準備含む）  | 日中、求職活動を継続的に行っている。（3カ月以内の就業が原則）          |
| ○就学、技能習得           | 日中、就学や技能習得で学校などに通う。（通信教育等は除く。）           |
| ○育児休業              | 育児休業を取得したが、在園中の児童がいて保育の利用が引き続き必要だと認められる。 |
| ○その他               | その他虐待やDVのおそれがある等、上記以外の特別な事情により保育できない。    |

## 3 認定区分 3つの区分

（基準年齢：4月2日時点の年齢）

| 認定区分 | 対象者 等                                | 主な利用先                                       |
|------|--------------------------------------|---|
| 1号認定 | 3歳以上児で、教育を希望する方                      | 保育を必要とする理由に該当しない場合、幼稚園に入所になるが朝日村は、あさひ保育園に入所 |
| 2号認定 | 3歳以上児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方 | あさひ保育園                                      |
| 3号認定 | 3歳未満児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方 | あさひ保育園                                      |

※「2号認定」「3号認定」と認定された場合、あさひ保育園の入所選考を行います。

## 4 保育必要量とは

保育園を利用できる時間のことです。

下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。

※ただし、延長保育申請をすると料金を払い時間を超えて利用することができます。

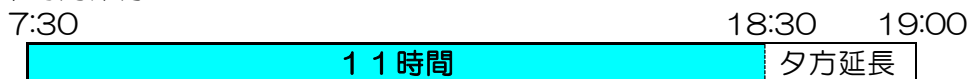
- ① 保育標準時間 : 1日最大11時間(7時30分~18時30分)の利用が可能
    - ・保護者全員が月120時間以上就労をしている場合等
  - ② 保育短時間 : 1日最大8時間(8時30分~16時30分)の利用
    - ・保護者が月48時間以上就労をしている場合等
- ※ 提出された申請書を審査し、保育時間が決定します。

## 5 保育日数、休日及び保育時間

- 保育日数 年間264日以上
- 休日 日曜日・祝日・教育委員会が休日を必要と認めた日
- 保育時間

(1) 月曜日~金曜日

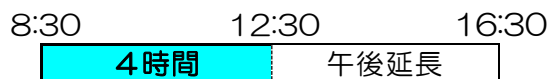
① 標準時間保育 7:30~18:30



② 短時間保育 8:30~16:30



(2) 土曜日 8:30~12:30



※ 土曜日は原則家庭での保育をお願いしています。利用には申込が必要です。

## 6 保育料 (保育料徴収基準による)

保育料は、保育園運営に必要な経費の一部を保護者の方に負担していただく料金です。

保育料金は、村民税課税額により保育利用者負担基準額表(7頁)の階層区分が決まり、父母の前々年・前年の所得に対する村民税課税額、及びお子さんの年齢によって決定されます。

(祖父母が同居で家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分を含み計算されます。)

村の子育て施策により、2歳~5歳児の保育料が無償化されました。0・1歳児については、公平性から保育料を納めていただきます。(ただし、0・1歳児で市町村民税非課税世帯、第3子のお子さんの保育料も無償化され、第2子は半額となります)。給食の副食費(おかず・おやつ代)は村の施策で無償化されています。

- 口座振替 毎月25日 (休日の場合、翌週)
- 再振替 翌月10日



## 7 申込書等提出と入園までの流れ

### ① 入所説明会

10月24日（金）15：00～

入所申込に必要な書類を受け取ります



### ② 必要書類の提出

期 間 10月27日（月）

～11月26日（水）

土日祝日を除く

提出場所 朝日村役場 教育委員会

提出書類 6頁のとおり



### ③ 入所基準認定審査

12月～1月



### ④ 支給認定 保育利用決定

2月上旬発送（口座振替依頼書を同封）



### ⑤ 一日入園

2月27日（金）詳細は別途通知

※この日に、口座振替依頼書を提出します。



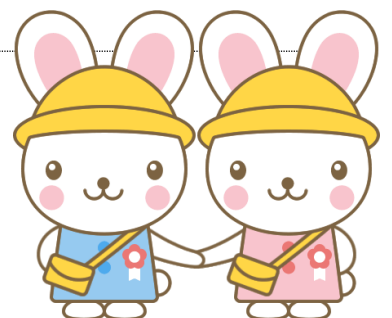
### ⑥ 入園式（3歳児）

4月初旬



### ⑦ 利用者負担額決定 （保育料）

4月上旬発送



## 8 保育園の入園申込書に必要な書類と保育必要量

- 支給認定申請書兼入園申込書
- 該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等
- その他家庭の状況により必要な書類

| 入園できる要件   | 添付書類等   | 保育必要量                                       |
|---|---|---|
| <b>就労</b><br>月48時間以上の就労                               | <b>家庭外労働</b><br>・就労証明書<br><b>家庭内労働</b><br>・就労証明書<br>※本人が事業主の場合はご自身で記入してください。専従者の方は経営者や代表者に作成を依頼してください。<br>・自営の証明書類の写し（確定申告書、開業届等） | 短/標準<br>両親ともに就労時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能 |
| <b>妊娠・出産</b><br>産前3ヶ月、産後6ヶ月                           | ・母子健康手帳の写し<br>※出産前：表紙及び予定日が分かるページ<br>出産後：表紙及び出産証明書のページ  | 短/標準  |
| <b>保護者の病気・負傷等</b>                                     | ・医師の診断書（村の様式）または身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、介護認定結果通知書の写し  | 短/標準  |
| <b>同居の親族の介護・看護</b>                                    | ・介護・看護状況申告書<br>・介護・看護を必要とする方の診断書または身体障害者手帳、療育手帳、介護認定結果通知書の写し  | 短/標準<br>介護時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能      |
| <b>災害復旧</b>   | ・罹災証明書等   | 短/標準  |
| <b>求職活動（起業準備含む）</b><br>最長3か月間<br>※年度内に同じ理由での申請はできません。 | <b>求職活動</b><br>・求職に関する申立書<br>・雇用保険支払い証明書、ハローワークの証明書の写し等<br><b>起業準備</b><br>・起用準備中であることが分かる書類（店舗賃貸借契約書、開業届等）                        | 短   |
| <b>就学（職業訓練校等を含む）</b>                                  | ・学生証（在学証明書）<br>・授業カリキュラム(時間割がわかるもの)の写し  | 短/標準<br>就学時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能      |
| <b>育児休業</b><br>在園児の継続入所のみ                             | ・就労証明書<br>※育児休業期間の記載があるもの   | 短   |
| <b>その他</b><br>虐待やDVのおそれがある等、児童の保育ができない状態にあると認められた場合   | 事前に教育委員会学校教育子育て支援係までご相談ください。  | 短/標準  |

認定申請書の該当箇所に入っている場合は、追加で下記の書類を添付してください。

| 該当事項                                   | 必要書類                   |
|--|------------------------|
| ひとり親世帯                                 | ひとり親を証明する書類（福祉医療受給者証等） |
| 生活保護世帯                                 | 生活保護の受給状況を証明する書類       |
| 世帯員に障がい者（児）がいる                         | 障害者手帳等の写し              |
| 世帯員に療育手帳の交付を受けた者がいる                    | 療育手帳の写し                |
| 世帯員に特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる | 受給者証等の写し               |

※認定後の修正は原則受けません。内容を変更する場合は必ず変更の手続き（7頁）をお願いします。

## 9 認定内容に変更があった場合の手続き

入園できる要件・住所・連絡先・世帯構成・就労状況等について変更が生じた場合は、変更を行う前月20日（20日が休日の場合は直前の平日）までに、『教育・保育給付認定変更申請書兼退所届』と添付書類を教育委員会にご提出ください。変更の内容は、届出書をご提出いただいた翌月から変反映されますのでご注意ください。

例) 5月1日から保育短時間にしたい場合→4月20日までに提出

## 10 保育料（保育利用者負担）基準表

保育料は、生計同一の父母の市町村民税合算額とし、それ以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいるときはその分も合算されます。市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。

市町村民税所得割課税額が更正されると、当該年度の保育料は遡って再計算されます。

朝日村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則より（児童の年齢は4月1日時点）

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 |                                      |                                |                    | 利用者負担基準額（月額：円）<br>※下表に関わらず、2歳児クラスは無料 |                   |          |          |
|----------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------------------------|-------------------|----------|----------|
| 階層区分                 | 定義                                   |                                |                    | 3歳未満児                                |                   | 3歳以上児    |          |
|                      |                                      |                                |                    | 標準時間                                 | 短時間               | 標準時間     | 短時間      |
| 第1                   | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む） |                                |                    | 0                                    | 0                 | 0        | 0        |
| 第2                   | 市町村民税非課税世帯                           |                                |                    | 0<br>(0)                             | 0<br>(0)          | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
| 第3                   | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯   | 所得割額<br>48,600円未満              | ひとり親世帯等            | 6,800                                | 4,800             | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                      |                                      |                                | ひとり親世帯等以外の世帯       | 15,500<br>(7,750)                    | 11,500<br>(5,750) | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
| 第4                   | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯   | 所得割額<br>48,600円以上<br>77,101円未満 | ひとり親世帯等            | 6,800                                | 4,800             | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                      |                                      |                                | ひとり親世帯等以外の世帯       | 25,100<br>(12,550)                   | 19,100<br>(9,550) | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                      |                                      | 所得割額 77,101円以上<br>97,000円未満    | 25,100<br>(12,550) | 19,100<br>(9,550)                    | 0<br>(0)          | 0<br>(0) |          |
| 第5                   | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯   | 所得割額 97,000円以上<br>169,000円未満   | 33,900<br>(16,950) | 27,900<br>(13,950)                   | 0<br>(0)          | 0<br>(0) |          |
| 第6                   |                                      | 所得割額 169,000円以上<br>301,000円未満  | 43,100<br>(21,550) | 37,100<br>(18,550)                   | 0<br>(0)          | 0<br>(0) |          |
| 第7                   |                                      | 所得割額 301,000円以上                | 47,300<br>(23,650) | 41,300<br>(20,650)                   | 0<br>(0)          | 0<br>(0) |          |

## 11 特別保育事業

### 【延長保育事業】

保護者の認定利用時間を超える場合、予め月単位での申請が必要です。申請書の締め切りは利用開始の前月末日までとなり、申請日から利用開始日までは緊急延長保育となります。

朝日村保育所延長保育実施要綱

保育短時間（8時間保育認定 8:30～16:30）と認定を受けた方

|         |        |        |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平日      | 7:30～  | 16:30～ |        |        |        |
| 延長保育時間  | 8:30   | 17:30  | 18:00  | 18:30  | 19:00  |
| 土曜日     |        | 12:30～ |        |        |        |
| 延長保育時間  | —      | 13:30  | 14:00  | 14:30  | 15:00  |
| 月額延長保育料 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 |

【注1】保育料：土曜日利用12:30までは月額保育料に含まれます

12:30～15:00は月額保育料に月額延長保育料が加算されます

15:00～16:30は緊急延長保育となります。100円/30分

保育標準時間（11時間保育認定 7:30～18:30）と認定を受けた方

|         |       |        |       |       |          |
|---------|-------|--------|-------|-------|----------|
| 平日      | 7:30～ | 16:30～ |       |       |          |
| 延長保育時間  | 8:30  | 17:30  | 18:00 | 18:30 | 19:00    |
| 月額延長保育料 | —     | —      | —     | —     | 1,000円   |
| 土曜日     |       | 12:30～ |       |       |          |
| 延長保育時間  | —     | 13:30  | 14:00 | 14:30 | 16:30    |
| 延長保育料   | —     | —      | —     | —     | 100円/30分 |

### 【緊急延長保育事業】 ※延長保育実施時間内で必要と認められる時間

緊急に認定保育時間、または延長保育申請利用時間帯を超える場合。要申込。

○実施時間 月～金 朝 7:30～8:30、夕 16:30～19:00の時間帯に限る。

土 12:30～16:30の時間帯の利用に限る。

○利用料 100円/30分

#### ※土曜保育の利用と緊急延長保育利用料

【例】平日の夕16:30～17:30に延長保育の利用申請をしている方が土曜日15:00まで利用した場合、土曜日13:30までは月額の延長保育料に含まれるため、13:30～15:00（1時間30分）の利用料をいただきます。この場合利用料は300円となり、月4回利用した場合は1,200円です。

### 【特別支援保育事業】

家庭と保育園、行政、関係機関と連携し、お子さんの育ちを支援します。

### 【一時的保育事業】

未就園児で保護者が都合により保育できない場合に一時的に預かる。要申込。

○利用料 1歳以上3歳未満児 400円/1h

3歳以上児 200円/1h

### 【こども誰でも通園制度】

未就園児に家庭とは異なる経験や同世代のお子さんと触れ合う機会の提供を行う。要申込。

○利用料 1歳以上3歳未満児 400円/1h